

## 令和6年度 明石市障害福祉サービス等情報公表制度実施の基準等について

### 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を次のとおり定める。

### 情報の公表を行う障害福祉サービス等の種類

情報の公表を行う障害福祉サービス等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）  
指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助
- (2) 指定地域相談支援  
指定地域移行支援及び指定地域定着支援
- (3) 指定計画相談支援
- (4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）  
指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援
- (5) 指定障害児相談支援
- (6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）  
指定障害児入所施設

### 報告の対象となる事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本基準等で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

### 基準日

2024年4月1日

## 実施期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで

## 事業者が報告する内容及び方法

### (1) 報告の内容

ア 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者  
別添1 基本情報及び別添2 運営情報

イ 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者  
別添1 基本情報

### (2) 報告の方法

独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」  
(以下「公表システム」という。)により市長へ報告する。

## 報告の開始時期

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者  
2024年5月1日

(2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者  
指定障害福祉サービス等の指定を受けた日(ただし、その日が(1)の開始日より  
早い場合は(1)と同じとする。)

## 報告の期限

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者  
2024年7月31日

(2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者  
指定障害福祉サービス等の指定を受けた日から1か月以内(ただし、その期限が  
2024年7月31日より早い場合は2024年7月31日とする。)

## 公表の時期

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者  
報告後2か月以内

(2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者  
報告後1か月以内

## 更新の取扱い

定期報告は年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更のあったときは、その都度、事業者は市長へ報告を行う。

## 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、市長の指示により、調査又は公表を行う。

## 苦情等の対応

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は、明石市福祉局生活支援室障害福祉課とする。

## その他

この基準等に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和6年4月1日制定）

この基準等は、制定の日から施行する。